

瀬古マザー園デイサービスセンター  
指定通所介護事業所運営管理規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人名古屋ライトハウスが開設する瀬古マザー園デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護、予防専門型通所サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態もしくは要支援状態にある高齢者又は事業対象者（以下「居宅要介護被保険者等」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護、予防専門型通所サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、居宅要介護被保険者等が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練の援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、いきいき支援センター、居宅介護支援事業者もしくは介護予防支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的にサービスの提供に努めるものとする。

(事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 濑古マザー園デイサービスセンター
- (2) 所在地 名古屋市守山区瀬古二丁目301番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）  
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員等の職員  
生活相談員 1名以上（常勤1名以上）  
看護職員 1名以上（常勤換算・機能訓練指導員と兼務）  
介護職員 4名以上（常勤1名以上）  
機能訓練指導員 1名以上（常勤換算・看護師と兼務）  
職員は、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時20分までとする。

(3) サービス提供時間

1単位目 午前9時20分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

(1) 1単位目 30名 (通常規模型)

(内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、その利用料等の額は、介護報酬の告示上の額もしくは名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱別表に記載された額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

(1) 食事の提供

(2) 入浴 (一般浴、特別浴)

(3) 日常生活動作の機能訓練

(4) 健康チェック

(5) 送迎

(6) アクティビティ・介護予防

(7) 個別機能訓練

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した送迎の費用は、次の額を徴収する。

事業所から、片道1キロメートルについて40円

3 食費は600円を徴収する。

4 おむつ代は、紙パンツ 1枚150円、尿取りパッド 1枚30円を徴収する。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

6 前各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(感染症対策体制の徹底)

第9条 施設サービスの提供にあたっては、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、定期的にその対策を検討し、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

2 また、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備するとともに、研修を定期的に行う。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(通常の事業の実施区域)

第11条 通常の事業の実施区域は、守山区、東区、北区、春日井市の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第12条 生活相談員等は、利用者に対して職員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行うこと。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行うこと。

- (1) 気分が悪くなった時は速やかに申し出ること。
- (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用すること。
- (3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合があること。

(非常災害対策)

第13条 火災、自然災害等の火災が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常事態に対する対応については、瀬古マザーライブ消防計画の定めによる。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人名古屋ライトハウスと事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

改正後の規程は、平成13年4月1日から施行する。

改正後の規程は、平成14年4月1日から施行する。

改正後の規程は、平成17年4月1日から施行する。

改正後の規程は、平成18年4月1日から施行する。

改正後の規程は、平成21年4月1日から施行する。

改正後の規程は、平成24年4月1日から施行する。

改正後の規程は、平成25年7月1日から施行する。

改正後の規程は、平成27年4月1日から施行する。

改正後の規程は、平成27年8月1日から施行する。

改正後の規程は、平成28年10月1日から施行する。

改正後の規程は、平成30年4月1日から施行する。

改正後の規定は、令和2年6月1日から施行する。

改正後の規定は、令和3年4月1日から施行する。

改正後の規定は、令和4年4月1日から施行する。